

## 東京海上・世界資産バランスファンド（毎月決算型）

愛称：円奏会ワールド

追加型投信／海外／資産複合

## 組入比率変更のお知らせ

足もとの基準価額の状況に基づき、2026年7月2日に「海外株式」と「海外REIT」の組入比率の引き上げを行いました。

- ◆ 当ファンドでは、各資産の過去一定期間における値動きをもとに、基準価額の変動リスクの水準が概ね年率3%となるよう毎営業日、資産配分比率（ターゲットウェイト）を見直しております。基準価額の変動リスク低下（上昇）局面では「海外株式」と「海外REIT」の組入比率を機動的に引き上げ（引き下げ）ます。
- ◆ こうした環境下、当ファンドの基準価額の変動リスクが上昇したことなどから、7月2日に海外株式および海外REITの組入比率の引き上げを行い、両資産の組入比率の合計は9.9%となりました。

各資産の組入比率

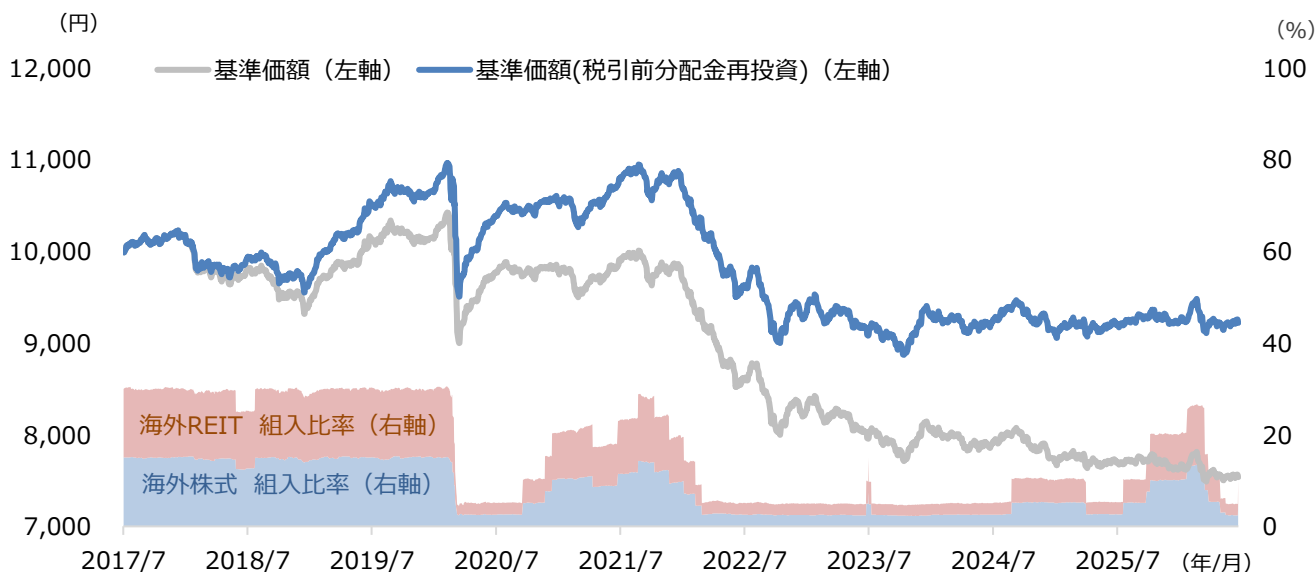
| マザーファンド | 7/2時点 | 前々営業日（7/1） | 差     | 基本資産配分 |
|---------|-------|------------|-------|--------|
| 海外債券    | 70.1% | 70.1%      | 0.0%  | 70%    |
| 海外株式    | 5.0%  | 2.4%       | 2.5%  | 15%    |
| 海外REIT  | 4.9%  | 2.4%       | 2.5%  | 15%    |
| 短期金融資産等 | 20.0% | 25.0%      | -5.0% | -      |

- ◆ 今後も市場環境に応じたバランスで分散投資することにより、ファンドのリスク水準を年率3%程度に抑え、安定した収益の確保をめざして運用を行ってまいります。なお、当ファンドでは予測に基づく組入比率の調整は行わず、過去の一定期間の基準価額の価格変動の状況を勘案して組入比率を決定します。

※比率は、純資産総額に占める割合です。組入比率は当資料作成時点のものであり、組入比率の変更および市場動向等により変動します。

## 当ファンドの基準価額、および海外株式と海外REITの組入比率の推移

(2017年7月12日（設定日）～2026年7月2日)



※海外株式と海外REITの組入比率は、当ファンドの純資産総額（一部の未払金の計上を除く）に占める割合です。

※基準価額、基準価額（税引前分配金再投資）は、信託報酬控除後のもので、1万口当たりで表示しています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## II ファンドの特色

1 主として、マザーファンドへの投資を通じて、海外の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2 各資産への配分比率は、海外債券70%、海外株式15%、海外REIT15%を基本とし、原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

●上記の資産配分比率を基本としますが、ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、基準価額の変動リスクを年率3%\*程度に抑制することを目標として、海外株式と海外REITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、その引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。（海外株式と海外REITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

\*上記の数値は、ファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。

また、ファンドのリターンを目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準（年率3%程度）を見直すことがあります。

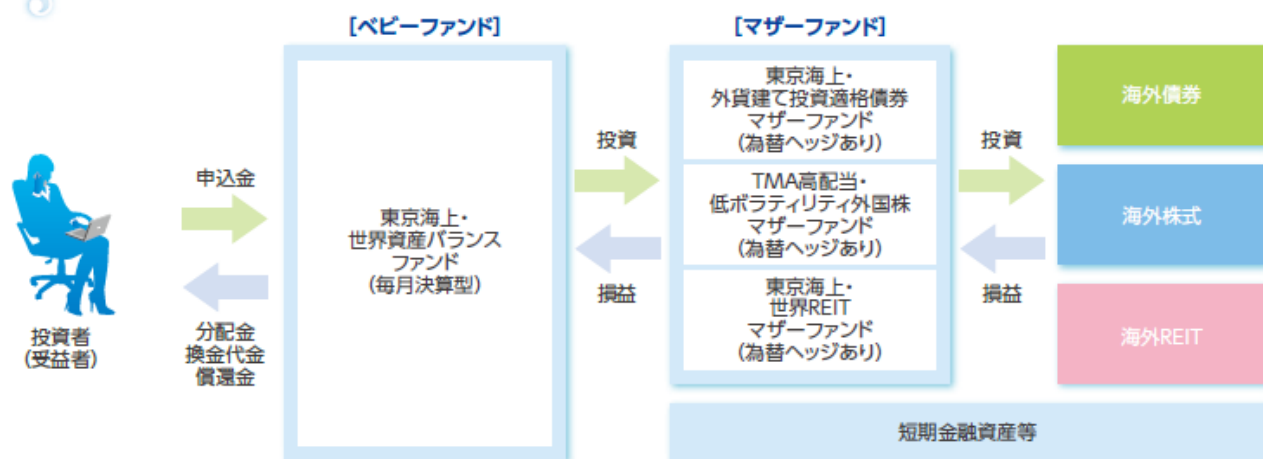
3 毎決算時に分配方針に基づいて収益分配を行います。

毎月23日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

### ファンドの仕組み ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「東京海上・外貨建て投資適格債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」において、海外債券および為替取引等の運用の指図に関する権限を「ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社」に委託します。また、同社は、運用の指図権限の一部を「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー」および「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に再委託します。

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

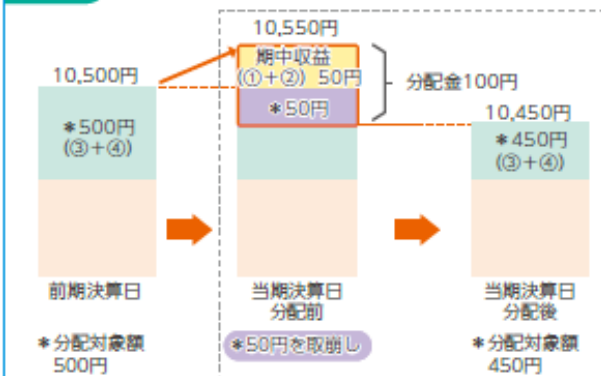
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

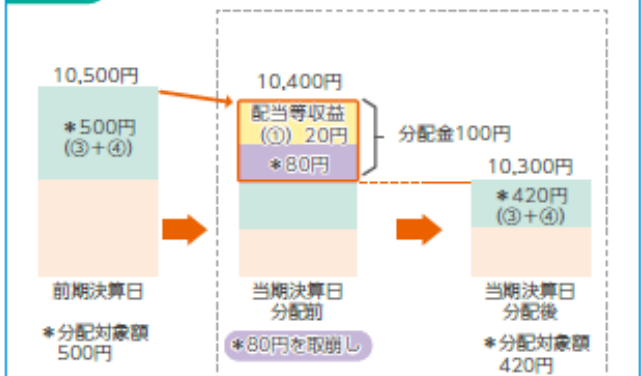
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

| 分配金の一部が<br>元本の一部払戻しに相当する場合 | 分配金の全部が<br>元本の一部払戻しに相当する場合 |
|----------------------------|----------------------------|
|                            |                            |

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

**普通分配金** 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金(特別分配金)** 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドの主なリスク 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

|          |   |
|----------|---|
| 価格変動リスク  | <p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>  |
| 金利変動リスク  | <p>公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。</p>   |
| 信用リスク    | <p>一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>  |
| 為替変動リスク  | <p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。</p> |
| カントリーリスク | <p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。</p> <p>さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。</p>                       |
| 流動性リスク   | <p>受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>  |

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## お申込みメモ

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 購入単位                      | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 換金代金                      | 原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。   |
| 申込締切時間                    | 原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。<br>なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 換金制限                      | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金<br>申込受付の<br>中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。  |
| 購入・換金<br>申込不可日            | 以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ニューヨークの銀行の休業日<br>・ロンドン証券取引所の休業日　・ロンドンの銀行の休業日  |
| 信託期間                      | 2027年6月23日まで（2017年7月12日設定）  |
| 繰上償還                      | 以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。<br>・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき<br>・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき  |
| 決算日                       | 毎月23日（月1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。）   |
| 収益分配                      | 原則として、毎決算時に、分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。<br>※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。   |
| 課税関係                      | 収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。<br>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。ファンドは、「NISA」の対象ではありません。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。 |

## ファンドの費用

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>1.65%（税抜1.5%）</b> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | ありません。  |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |  |
|------------------|--|
| 運用管理費用<br>（信託報酬） | ファンドの純資産総額に <b>年率0.99%（税抜0.9%）</b> を乗じて得た額   |
| その他の費用・<br>手数料   | 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。<br>・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用<br>ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。<br>・組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・資産を外国で保管する場合にかかる費用<br>・信託事務等にかかる諸費用<br>※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

## 販売会社 (作成日時点)

| 商号 (五十音順)                                   | 登録番号                          | 加入協会    |                       |                         |                            |
|---|-------------------------------|---------|-----------------------|-------------------------|----------------------------|
|   |                               | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業<br>協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社 あいち銀行                                  | 登録金融機関<br>東海財務局長 (登金) 第12号    | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関<br>関東財務局長 (登金) 第633号   | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社 SBI証券                                  | 金融商品取引業者<br>関東財務局長 (金商) 第44号  | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社 SBI証券)  | 登録金融機関<br>関東財務局長 (登金) 第10号    | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関<br>関東財務局長 (登金) 第10号    | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 栃木銀行                                   | 登録金融機関<br>関東財務局長 (登金) 第57号    | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社 百十四銀行                                  | 登録金融機関<br>四国財務局長 (登金) 第5号     | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 福岡中央銀行                                 | 登録金融機関<br>福岡財務支局長 (登金) 第14号   | ○       |                       |                         |                            |
| 松井証券株式会社                                    | 金融商品取引業者<br>関東財務局長 (金商) 第164号 | ○       |                       | ○                       |                            |
| マネックス証券株式会社                                 | 金融商品取引業者<br>関東財務局長 (金商) 第165号 | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 株式会社 山形銀行                                   | 登録金融機関<br>東北財務局長 (登金) 第12号    | ○       |                       |                         |                            |
| 楽天証券株式会社                                    | 金融商品取引業者<br>関東財務局長 (金商) 第195号 | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

### ■ 設定・運用 お問い合わせは

## 東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※受付時間：営業日の9時～17時

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

### < 一般的な留意事項 >

■ 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。■ 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■ 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■ 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■ 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■ 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。■ 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■ 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。